

第1回 国と県・双葉8町村との協議（事務レベル）次第

平成24年6月1日（金）15:30～

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

1 開会

2 あいさつ

(1) 福島県副知事あいさつ

(2) 復興庁統括官あいさつ

3 協議

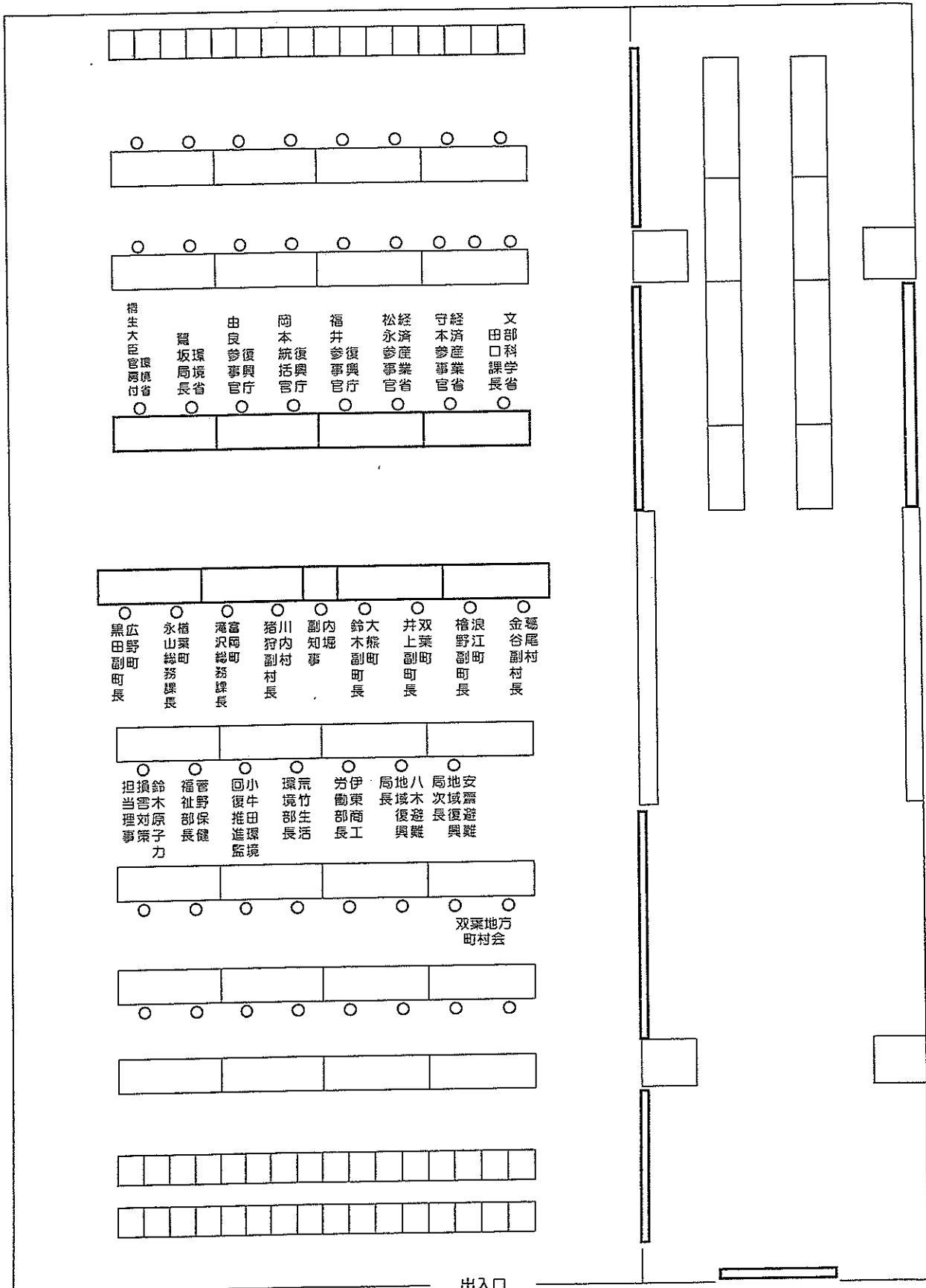
4 その他

5 閉会

第1回 国との協議(事務レベル) 席次表

平成24年6月1日(金) 15:30~

福島県庁本庁舎 2階 「第一特別委員会室」



第1回 国と県・双葉8町村との協議（事務レベル）
福島県及び8町村側出席者名簿

平成24年6月1日（金） 15:30～17:00
福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

（福島県）

副知事	内堀 雅雄
-----	-------

（双葉8町村）

広野町副町長	黒田 耕喜
楢葉町総務課長	永山 光明
富岡町総務課長	滝沢 一美
川内村副村長	猪狩 貢
大熊町副町長	鈴木 茂
双葉町副町長	井上 一芳
浪江町副町長	檜野 照行
葛尾村副村長	金谷 喜一

（陪席）

生活環境部長	荒竹 宏之
環境回復推進監	小牛田 政光
保健福祉部長	菅野 裕之
商工労働部長	伊東 正晃
原子力損害対策担当理事	鈴木 淳一
避難地域復興局長	八木 卓造
避難地域復興局次長兼避難地域復興課長	安齋 睦男

第1回 国と県・双葉8町村との協議（事務レベル）国側出席者

〔復興庁〕

岡本統括官、由良参事官、福井参事官
諸橋福島復興局長

〔内閣府原子力被災者原子力被災者生活支援チーム〕

松永参事官

〔経済産業省資源エネルギー庁原子力損害対策対応室〕

守本参事官

〔環境省〕

桐生大臣官房付

〔環境省水・大気環境局〕

鷺坂局長

〔文部科学省研究開発局〕

田口課長

国側提出資料

- 資料1 「双葉地方としての主な課題」への回答について
- 資料2 「原子力災害に係る緊急要望」への回答について
- 資料3 福島の避難区域等に関する当面の取組方針について
- 資料4 避難指示解除準備区域等の公共インフラの工程表の作成について
- 資料5 除染の方針について
- 資料6 健康管理対策について

平成 24 年 6 月 1 日

双葉地域など避難地域の原子力被災者・自治体に対する 国の取組方針について

[位置付け等]

以下のとおり検討中。

(1) 趣旨

概ね 10 年後に向けた双葉地域等の避難地域の復興に向けた国の取組姿勢を示すもの。震災前の同地域の経済構造や帰還可能時期の予測など客観状況を踏まえたものとする。

(2) 決定者

国の取組方針として、復興大臣が定めることとする。

(3) 手順

双葉郡 8 町村及びそれを含む避難区域 12 市町村と福島県に意見を伺った上で、関係局長会合の議を経て復興大臣が定める。

(4) 福島特措法の基本方針、計画との関係

本方針の内容は、福島特措法の基本方針にその一部を盛り込むとともに、その大部分は避難解除等区域復興再生計画の内容に反映される。

[骨子案]

目次

I. 国の基本姿勢

II. 目指すべき復興の姿

1. 震災以前及び現在の被災地域の状況
2. 目指すべき姿を示すに当たっての基本的考え方
3. 目指すべき復興の姿

III. 取組方針及び実施すべき取組

1. 生活環境の再生と社会資本の再構築
2. 地域を支える産業の再生
3. 避難の状況に応じた生活の再建
4. 放射線対策の強化

IV. 今後の進め方

I. 国の基本姿勢

避難区域の皆さまは避難を求められ自宅に戻ることもできず、先行きを見通せない生活を余儀なくされている。このことを国は重く受け止め、以下の3つの取組を着実に進める必要がある。

- ① 帰還したい人がどなたも残されることなく帰還できるようにすることを目指す。
- ② 避難地域及び周辺地域の産業基盤を再生させ、帰還した住民の皆さまが働く場を確保することにより、生活の再建を図る。
- ③ 人々のつながりや、地域のコミュニティを再生させる。

福島県、被災市町村の協力を得て、また、住民の皆さまの意向を十分に把握しつつ、国が前面に立って進める。

Ⅱ. 目指すべき復興の姿

1. 震災以前及び現在の被災地域の状況

(1) 避難指示の状況（避難区域、避難人数など）

(2) 震災以前の双葉郡の状況

以下のような厳しい現状を踏まえ対策を講じる必要。

① 双葉郡の将来推計人口は、2020年(10年後)に64,934人。震災以前においても減少傾向と予測。

② 双葉郡の就業者数(約3.5万人)のうち、東京電力及びその他関連企業等の就業者数は約1万人程度。電力関連産業に大きく依存した経済構造。

(3) 空間線量の減衰予測（地図）、帰還可能時期の考え方

- ・ 線量は年を追って低下する見通し。
- ・ 国は、少しでも早く戻れる環境になるよう取り組む。
- ・ これらの予測を用いて自治体と協議。

2. 目指すべき姿を示すに当たっての基本的考え方

国は、自治体、住民と協議しながら、住民の帰還を目指す。

その方針を前提として、目指すべき復興の姿を示す。

その際、以下の3点を念頭に置く。

① 避難区域の全域を対象に、段階ごとに取組指針を策定

- ・ 計画的に復興を進めるため、短期、中期、長期に分けて取組指針を策定する。

② 住民が帰還できる環境の整備

- ・ 元のコミュニティに配慮した形で住民の生活再建や活動の再開を図ることにより、希望する住民が帰還し生活できる環境を整備する。

③ 帰還可能区域及びその周辺地域から復旧・復興を推進

- ・ 放射線量が低い外側から内側へ、解除された区域から復旧・復興に取り組む。
- ・ 周辺地域と一体となった地域活性化の取組を通じ、厚みのある復興の拠点を目指す。

3. 目指すべき復興の姿

以下に示す復興の姿を目標として掲げて取り組む。

(1) 短期的な目標（2年）

- ① 避難者が、当面の生活環境や生活費の不安をなくし、生活の再建に安心して取り組める状況を作る。
- ② 帰還可能区域の復旧を早期に進める。

(2) 中期的な目標（5年）

- ① 産業振興や営農支援などを進め、安定した生活圏とコミュニティを形成。
- ② 帰還可能区域の内側への広がりにあわせて、それぞれの取組時期を明確にしながら、地域全体の復興を加速化。
・ 浜通りの北部と南部、あるいは中通りを含む周辺地域が、避難の拠点であり、復旧・復興の前線を支える。

(3) 長期的な目標（10年以降）

- ① 環境回復、環境創造分野の関連機関の集積などにより、魅力のある地域を形成。

Ⅲ. 取組方針及び実施すべき取組

Ⅱに掲げた目標の実現のため、以下の取組を一体的に進める。

1. 生活環境の再生と社会資本の再構築

解除された区域又は解除が近く見込まれる地域において、

- ①公共サービスの提供、
 - ②公共インフラの復旧、
 - ③生活環境の整備・再建
- に取り組む。

2. 地域を支える産業の再生

避難区域を中心とする地域における

- ①産業振興と雇用創出、
 - ②農水産業の再開
- を図る。

3. 避難の状況に応じた生活の再建

避難生活の長さに応じ、

- ①居住環境等の確保、
 - ②必要十分な賠償の確保
- を行う。また、被災者が避難生活から普段の生活に戻るための
- ③生活の再建に向けた就労支援
- を行う。

4. 放射線対策の強化

解除された避難区域への帰還のため、

- ①除染、
 - ②モニタリング
- を行う。また、健康不安の軽減のため
- ③健康対策
- を行う。

1. 生活環境の再生と社会資本の再構築

(一) 取組の指針

それぞれの施策テーマについて、取組を進める際のシナリオを、
取組の指針として示す。

(記入イメージ)

(1) 短期の取組の指針

① 公共サービスの提供

公共サービスを帰還にあわせて計画的に原状回復することにより、
帰還する住民が生活するために必要な医療、教育などの公共サービスの
提供体制を確保する。

② 公共インフラの復旧

公共インフラの被災実態を詳細に把握し、帰還にあわせて暫
定的な措置も含め計画的に回復することにより、帰還する住民
が生活するために必要な社会資本を復旧する。

③ 生活環境の整備・再建

帰還する住民が地域の絆を感じ、生活を再開できる環境を整
備する。

(2) 中期の取組の指針

① 公共サービスの提供

帰還した住民の居住を安定させるため、医療、教育などの公
共サービスの提供体制を充実させる。

② 公共インフラの復旧

広域インフラの復旧を進める。

③ 生活環境の整備・再建

帰還する住民が安心して定住できる生活環境を整備する。

(3) 長期的な視点

○地域社会の持続的な発展に向けたコミュニティ形成を目指す。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いと
していただくようお願いいたします。

(二) 取組の進め方に関する事項

(三) 実施すべき取組

(記入イメージ)

①公共サービスの提供

- ・病院、福祉施設、介護施設の復旧を行い、医療・福祉等スタッフの確保を図る。
- ・学校施設の復旧を行うとともに、児童等の通学支援などを行う。

②公共インフラの復旧

③生活環境整備・再建

2. 地域を支える産業の再生

(一) 取組の指針 (1. 同様に短・中・長期に分けて記載。)

(項目案)

- ①産業振興と雇用創出
- ②農水産業の再開

(二) 廃炉作業等における雇用の見通し

(三) 取組の進め方に関する事項

(四) 実施すべき取組

- 1. 同様に各項目について、具体的取組のリストを示す。

3. 避難の状況に応じた生活の再建

(一) 取組の指針 (1. 同様に短・中・長期に分けて記載。)

(項目案)

- ①居住環境等の確保
- ②必要十分な賠償の確保
- ③生活の再建に向けた就労支援

(二) 取組の進め方に関する事項

(三) 実施すべき取組

- 1. 同様に各項目について、具体的取組のリストを示す。

4. 放射線対策の強化

(一) 取組の目標 (1. 同様に短・中・長期に分けて記載。)

(項目案)

- ①除染
- ②モニタリング
- ③健康対策

(二) 取組の進め方に関する事項

(三) 実施すべき取組

1. 同様に各項目について、具体的取組のリストを示す。

IV. 今後の進め方

1. 国と自治体の役割分担

原子力政策を進めてきた国は、責任を持って総力を挙げて取り組む。

福島県や被災市町村は、被災された皆さまの思いを大切にしながら、生活再建のための取組を自治体として推進される。国としては、このような県、自治体の協力を得て、復興のための取組を進める。

2. 自治体ごとの復興計画

復興の取組は、自治体ごとに置かれている状況が相当程度異なることから、自治体単位で取組を進める必要がある。各自治体において、復興計画の策定が進められており、国はその取組に寄り添いつつ、国として施策に取り組む。

3. 市町村の体制確保

被災市町村の復興計画の策定やその実施に必要な人的協力を提供するとともに、震災復興特別交付税など予算の確保を図る。

4. 施策の紹介

国の取組方針、施策を住民向けに分かりやすく説明する。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いと
していただくようお願いいたします。

避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の検討状況について

平成 24 年 6 月 1 日

(現時点での検討状況であり、市町村・関係省庁の意見等を踏まえ、更に調整中である点に留意)

1. 検討の視点

- ① 賠償（特に財物賠償）のスキームが、市町村が区域の見直しをする上で支障の少ない仕組みとなること。
- ② 賠償と政策的対応が相まって、住民の復帰や帰農を円滑化し、将来の生活を再建できる仕組みとなっていること。
- ③ 移住や長期の避難をするに当たっても、生活の再建が可能となる配慮がなされていること。
- ④ 旧緊急時避難準備区域については、まだインフラ等も万全でないため、精神損害の終期の判断については、現地の実態に即した対応をすること。

2. 不動産（住宅）に対する賠償

(1) 基本的な考え方

- ① 帰還困難区域は、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。
- ② 賠償の支払い方法としては、解除までの見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を支払うこととする。
- ③ なお、解除までの見込み時期は、市町村の決定があればそれに従い、なければ、居住制限区域であれば事故時点から3年、避難指示解除準備区域であれば事故時点から2年を標準とする。

(2) 事故発生前の価値の算定

① 土地

固定資産評価額を元に、再調達を念頭に、実際の時価相当額を賠償するため、固定資産評価額に補正係数をかけて算定する。

② 建物

同等の建物の再調達価格に配慮し、下記の考え方で賠償額を算定する。

1. まず、事故前の固定資産評価額を元に、新築時の固定資産評価額を算定し、固定資産税評価と時価相当額との相違や物価変動を考慮して、補正係数をかけて、新築価格を算定する。
2. その上で、築年数の経った建物にも配慮して、公共用地の収用時と同程度の長期の耐用年数で減価償却し、築年数に応じた事故発生前の価値を算定する。また、残存価値には一定の下限を設け、古い建物でも一定の賠償額を確保する。
3. 外構・庭木については、建物価格に一定比率を掛けて推計したものを賠償額とする。

※1 建物の賠償額のうち、修復等費用については、建物の面積に比例した金額を先行して支払うこととする。

※2 土地・建物について、様々な事情により、上記の賠償額に合意できない場合には、別途個別評価を行い賠償する。

(3) 田畑、森林の賠償

事業用資産については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値についても適切な評価方法を検討する。

3. 家財に対する賠償

(1) 賠償額の算定方法

- ① 家族構成に応じた定額の賠償とするが、損害総額が定額を上回る場合には実費の賠償も選択可能とする。

帰還困難区域は居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。

4. 就労不能損害・営業損害に対する賠償

(1) 営業損害、就労不能損害の一括払い

帰還後や、移住・移転を選択する際の生活再建、操業再開に資するため、本年6月以降の営業損害、就労不能損害については一括払いを行う。

※ 参考：公共収用の場合、移転・転業等に要する期間として、農業3年、それ以外の業種2年、給与所得半年～1年とされている。

(2) 特別な努力の取扱い

賠償金の一括払いを受けた上で、早期の営業、就労再開により収入を得た場合でも、賠償金から当該収入分の控除は行わない。

(3) その他の賠償

帰還して営農や営業を再開する際の必要な追加的費用や、一括払いの対象期間終了後の風評被害については別途賠償の対象とする。

5. その他

(1) 精神的損害の一括払い

- ① 本年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円（5年分）、居住制限区域で240万円（2年分）を標準とし、一括払いを行う。
- ② その上で、実際の解除時期が標準の期間を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を支払うこととする。
- ③ なお、帰還困難区域以外の地域について、解除までの見込み時期を市町村が決定する場合には、宅地・建物同様に、当該期間分の一括払いを行う方向で検討する。

(2) 旧緊急時避難準備区域の取扱い

① 不動産、家財への賠償

実際に生じた損害や、修繕等に要した費用について、個別の実費請求に基づき賠償を行う。

② 早期帰還者、滞在者への精神的損害の賠償

避難者に対する賠償の対象期間分については、遡って支払いを行う。

③ 精神的損害の終期（平成24年8月末）以降の取扱い

精神的損害の終期到来後の「特段の事情がある場合」（中間指針第二次追補）について対応を検討する。

以上

第1回 国と県・双葉8町村との協議（事務レベル）概要

【日時】 6月1日 15:30～18:05

【場所】 福島県庁 本庁舎2階 第1特別委員会室

【出席者】（国側）復興庁：岡本統括官、福井参事官、由良参事官

支援T：松永参事官 文科省：田口課長

経産省：守本参事官 環境省：鷺坂局長、桐生大臣官房付他

（県側）内堀副知事他

（市町村側）双葉8町村の副町長・副村長（富岡・楡葉のみ総務課長）

【概要】

（内堀副知事）本日はお集まりいただき感謝。双葉地方の住民の方々は数多くの苦しみを抱えており、これに寄り添って何ができるか、国や県が問われている。本日は双葉地方町村、県、国の3者が、事務レベルで初めて一同に会して意見交換を行う重要な場。双葉地方の方々の帰還、故郷の再生のため、それぞれのご尽力をお願いしたい。

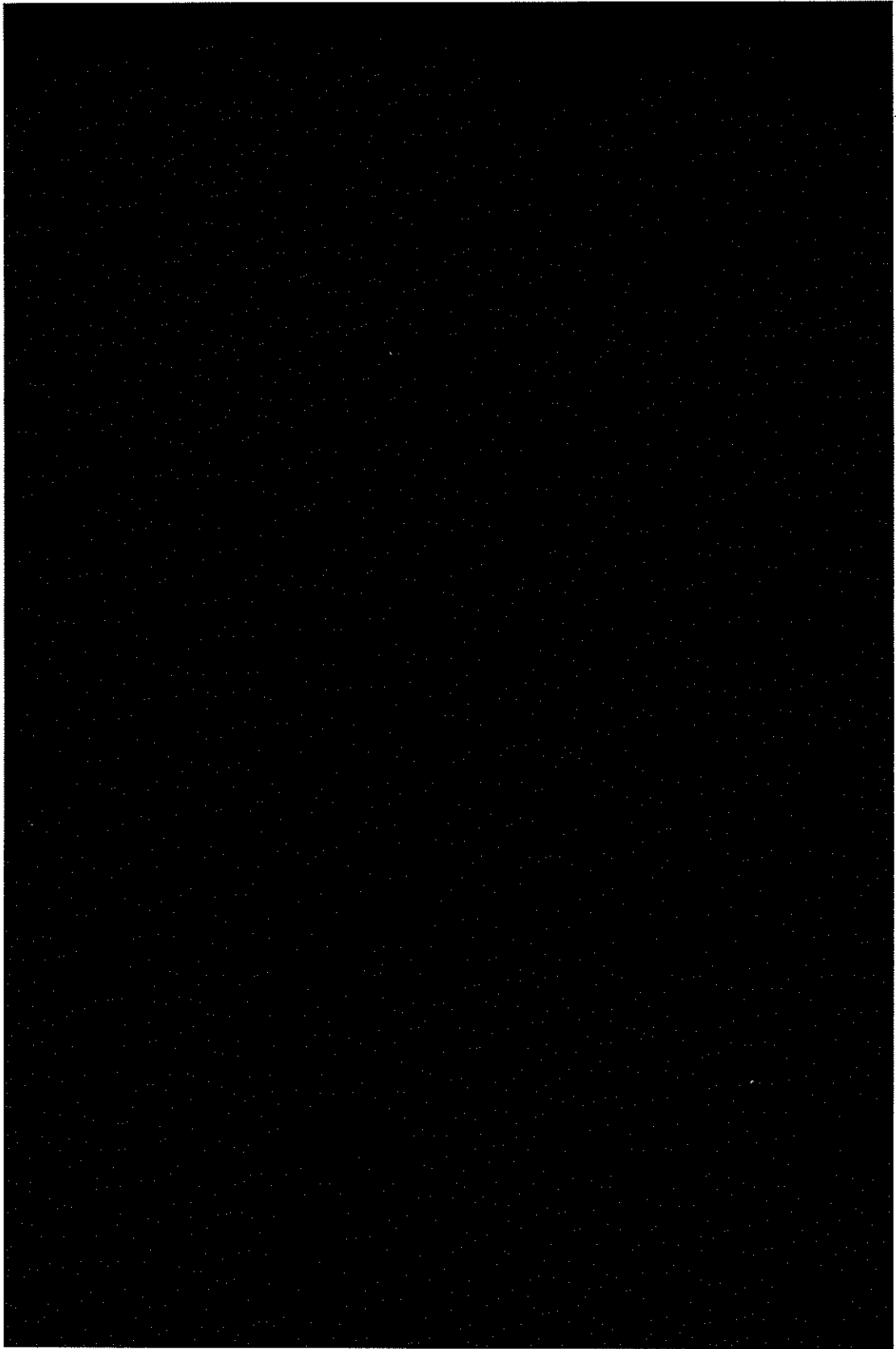
（岡本統括官）双葉地方の皆様が大変な御苦勞をされていることにまずお詫び申し上げたい。また、本日も集まりの皆様が双葉地方の再生に向けた大変な努力に感謝申し上げます。これまででも双葉地方の町村長、県知事、大臣による会談はあったが、副知事のおっしゃるとおり、その3者による実務的な会談の場は本日が初。このような場を活用し、事務的に詰められる点は早急に検討を進めていきたい。

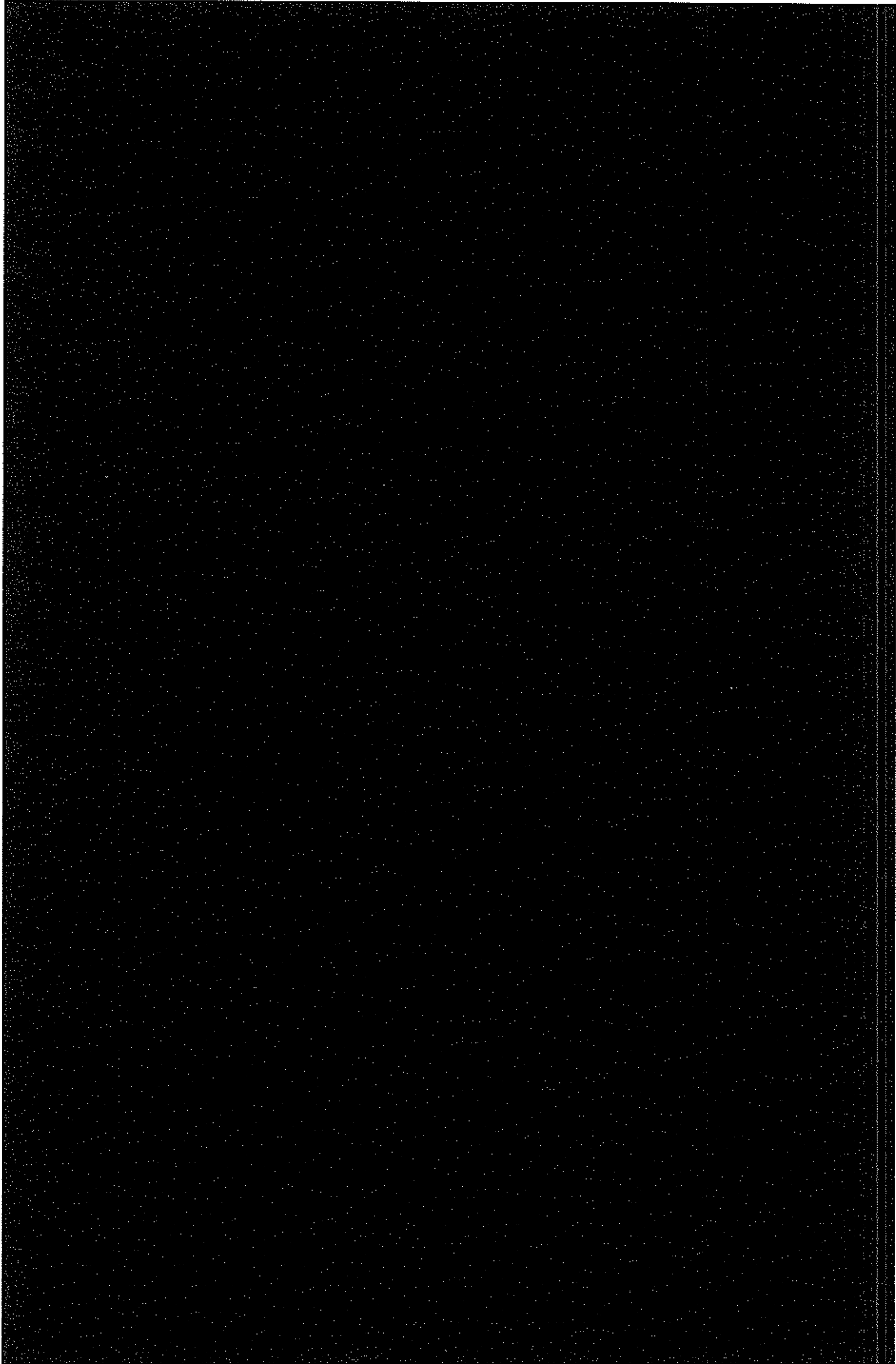
双葉地方の皆様から頂いている要望に、まだ十分にお答え出来ていない部分があることはお詫び申し上げますが、本日は頂いている要望への国の対応の進捗状況について報告させて頂く。国は、最後まで責任を持って、皆様の帰還へ向けて努力をし、また、帰還できるまでの皆様の生活を支えていく。

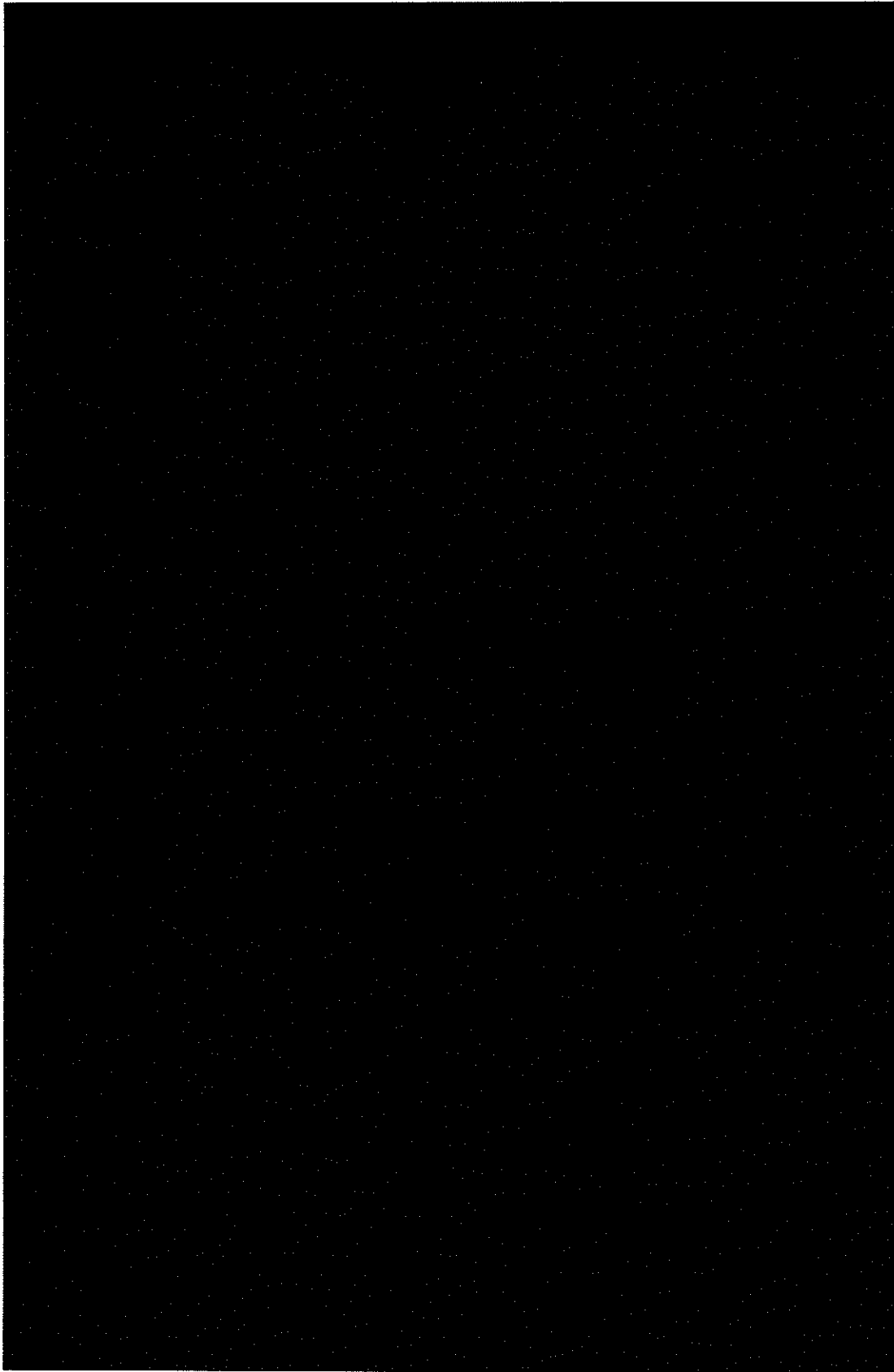
—プレス退席（非公表資料を配付）—



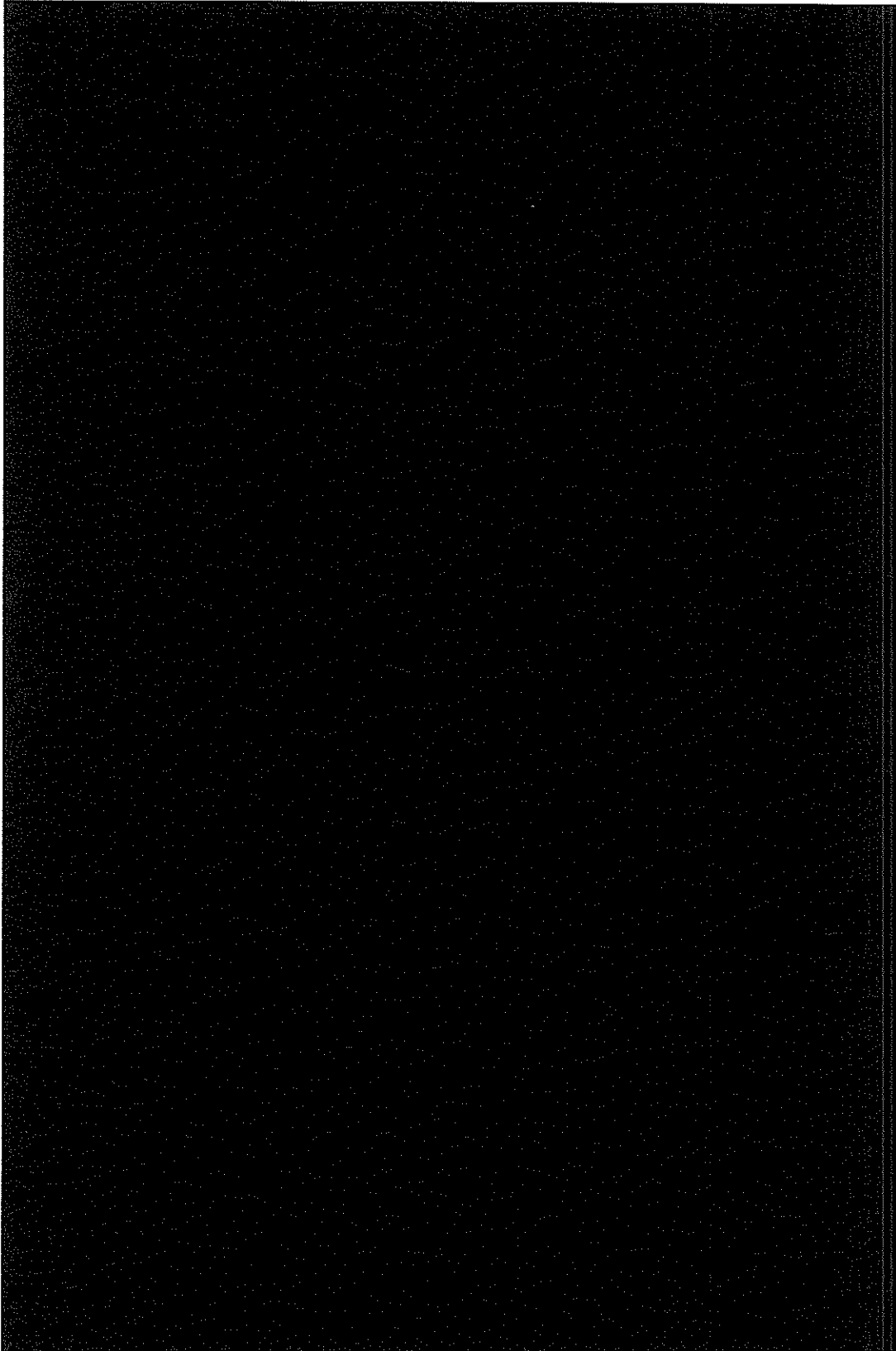
未定稿

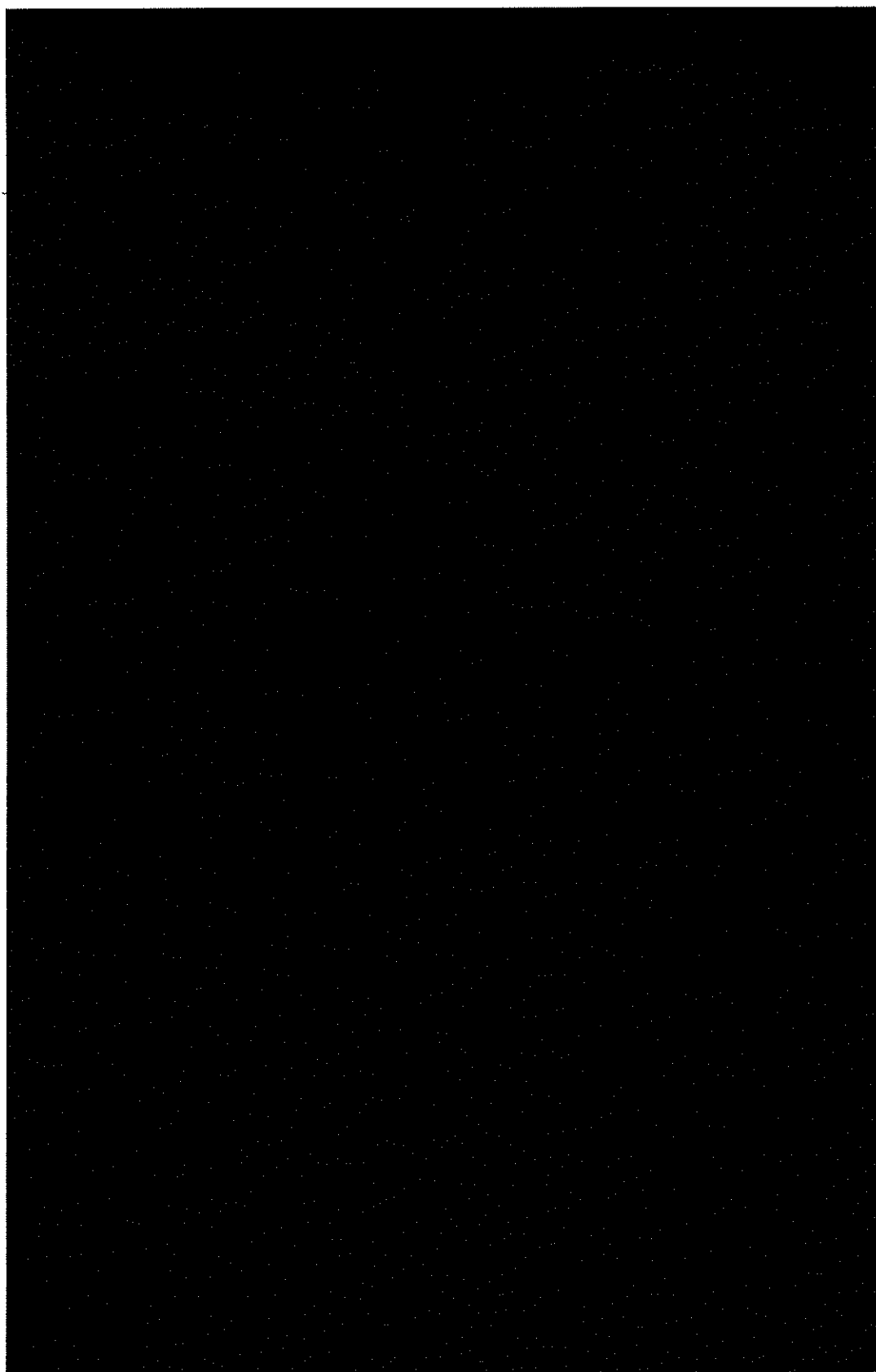


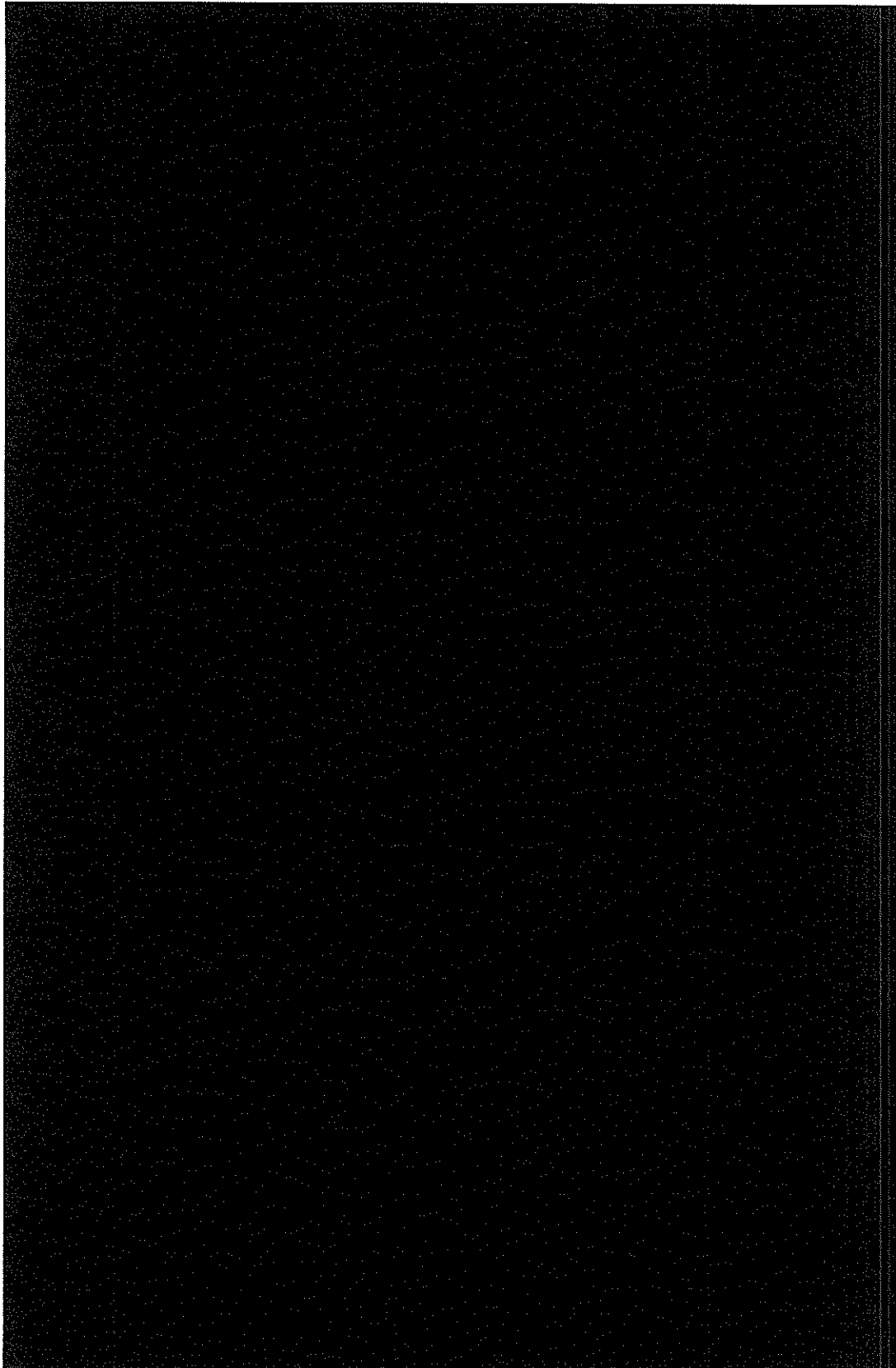




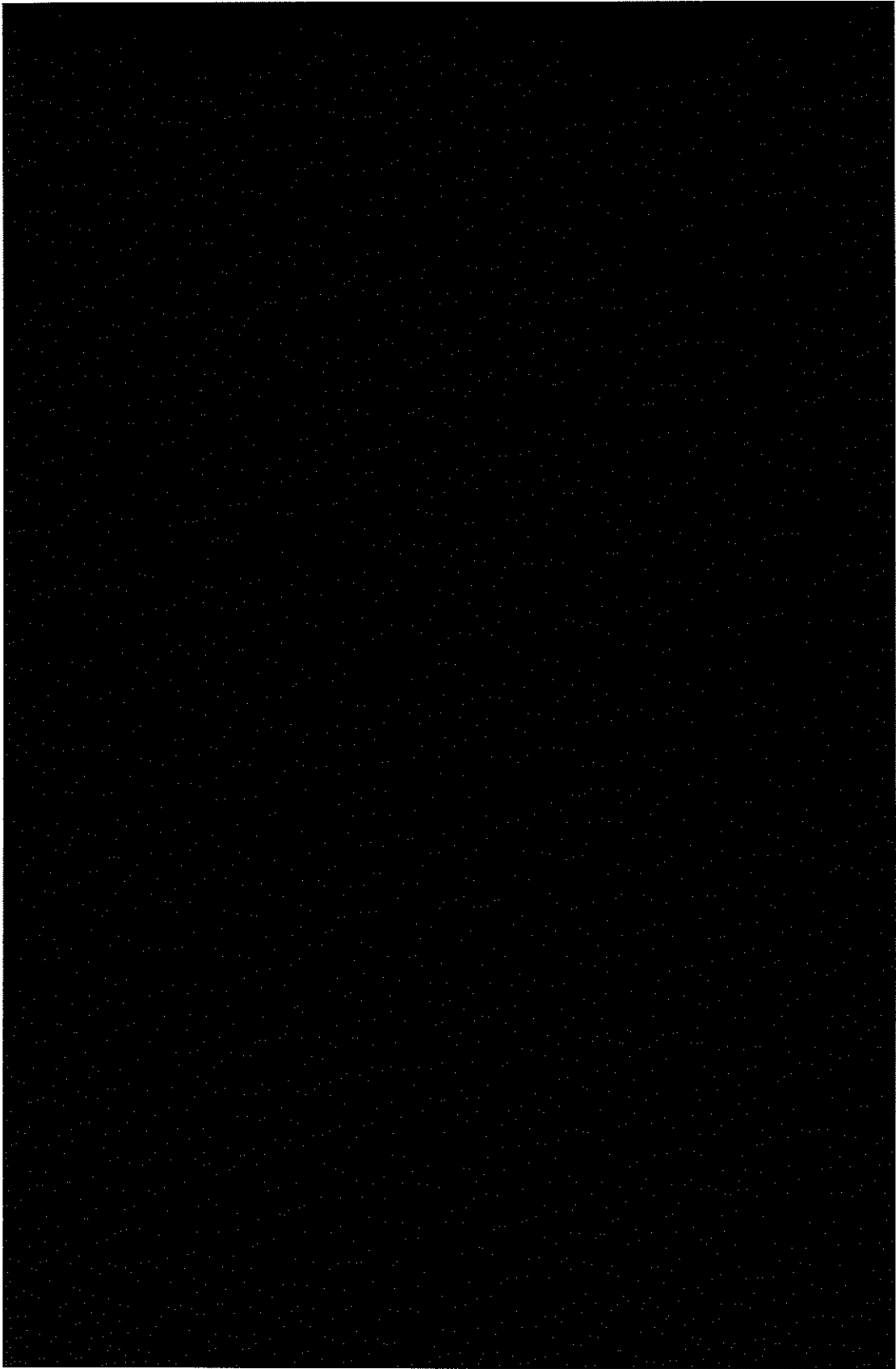
未定稿







未定稿



未定稿

